

ウ 特定農山村法において市町村の一部地域が指定されている区域一覧

市町村名	区 域 (旧 町 村) 名
館 山 市	西岬村、富崎村、豊房村
旭 市	飯岡町のうち旧豊岡村の区域
君 津 市	久留里町、松丘村、亀山村、君津町、周南村、中村、小糸村、秋元村、三島村
富 津 市	竹岡村、金谷村、環村、関豊村
南房総市	富浦町、富山町、千倉町、丸山町のうち旧丸村の区域、和田町
いすみ市	大原町、岬町
九十九里町	鳴浜村
大多喜町	老川村、西畑村
御 宿 町	浪花村

(3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎対策

県内の過疎地域等の指定状況について(8市5町)

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項の規定により過疎地域をその区域とする市町村

勝浦市、南房総市、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

イ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定により過疎地域とみなされる区域

旭市(旧千潟町の区域)、鴨川市(旧天津小湊町の区域)、匝瑳市(旧野栄町の区域)、香取市(旧佐原市、旧山田町、旧栗源町の区域)、山武市(旧松尾町の区域)、いすみ市(旧夷隅町の区域)

※ 過疎地域自立促進特別措置法の失効(令和3年3月31日)に伴い、新たな過疎対策法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年4月1日に施行された。(令和13年3月31日までの時限立法)